

第19回岩手県がん対策推進協議会 開催結果及び会議録

1 開催概要

日 時	平成29年3月16日(木) 16時00分から17時30分まで
場 所	岩手県公会堂 21号室
出席者	別紙「出席者名簿」のとおり。
議 事	報告事項 (1) がん対策基本法の一部改正について (2) 岩手県のがん対策推進計画及び保健医療計画（がんの医療体制）の見直しについて (3) がん対策関係協議会等の状況について その他

2 会議録

報告事項

(1) がん対策基本法の一部改正について

発言者	発言内容
山口特命課長	<p>それでは資料に沿って説明します。資料1をご覧ください。</p> <p>がん対策基本法の一部を改正する法律については、昨年11月15日に第192回臨時国会に提出され、12月9日に可決成立し、12月16日に平成28年法律第107号として公布施行されました。</p> <p>厚生労働省をはじめ政府は、平成18年に成立したがん対策基本法に基づき、がん対策を着実に実施してきました。</p> <p>法に基づき策定した国の第2期がん対策推進基本計画では「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」「がんと診断されたときからの緩和ケアの推進」「働く世代や小児へのがん対策」「がんの教育・普及啓発」「がん患者の就労を含めた社会的な問題」などを盛り込み、総合的な対策を進めております。</p> <p>また、がん対策をさらに加速するため、平成27年12月に「予防」「治療・研究」「がんと共生」の3つを柱とするがん対策加速プランを策定したほか、今年1月には、がん登録等の推進に関する法律を施行するなど、がん対策は大きく進んできました。</p> <p>今般、法が成立してから10年の節目を迎え、こうしたがん対策をめぐる状況の変化等に鑑み、がん対策を更に推進するために、法の一部が改正されました。</p> <p>改正の概要は、まず1の第1条になりますが、目的規定に、がん対策においてがん患者（がん患者であった者を含む。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていることに鑑み、「がん患者」という文言が追加されています。</p> <p>また第2条では基本理念として、「がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指す」ことなど、5項目が追加されました。</p> <p>3になりますが、第5条に、医療保険者が協力するよう努めなければならない施策の例示として、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等が規定され、第6条には、国民の責務について、がんに関する正しい知識の例示として「がんの原因となるおそれのある感染症」が規定され、がん患者に関する理解を深めるよう努める旨の規定が置かれました。</p> <p>4では、新たな責務として、事業主は、がん患者の雇用の継続等に配慮するよう努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力するよう努めるものとするものとされました。</p> <p>次の5については、県のがん計画に関わってきますが、がん対策推進基本計画及び都道府県がん対策推進計画の見直し期間について「少なくとも5年ごと」とされているところを「少なくとも6年ごと」に改められ、次期がん計画から計画期間が6年に延長されることになりました。</p> <p>これは、医療法に基づく医療計画の計画期間が5年から6年とされたことに合わせまして、法</p>

	<p>改正されたものです。</p> <p>その他、基本的施策の拡充として6にあるとおり、第13条の「がんの予防の推進」に係る規定の改正、第14条の「がんの早期発見の推進」、第15条の「緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成」、第17条の「がん患者の療養生活の質の維持向上」に係る規定の改正、第18条の「がん登録等の取組の推進」に関する規定の改正、第19条の「研究の推進等」に係る規定の改正、そして(7)～(10)にありますとおり、第20条「がん患者の雇用の継続等」から第23条「がんに関する教育の推進」について、新たに条文に明記されたところでは、</p> <p>このがん対策基本法の一部改正に伴い、岩手県がん対策推進条例についても見直しが必要となってきますが、1ページにあります(7)～(10)の新設された条文の内容については、2ページ目の方の下の方をご覧いただきたいのですが、条例第10条から26条の基本的施策の○印のある条文、「がん患者等への相談支援体制の充実等」として条例第19条に、「小児がんに係る対策の推進」として条例第21条に、「がんに関する教育の推進」として条例第22条に、「就労の支援」として条例第23条にすでに規定されているところです。</p> <p>県としては、今年6月に国が示す予定の「がん対策推進基本計画」を踏まえて、次期県がん計画を策定することとなっているほか、次期医療計画の策定を予定していることから、条例の改正につきましても、県がん計画の見直しを図る中で、皆様から御意見をいただきながら必要な改正を行っていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願ひします。</p>
	<p>[質問、意見等なし]</p>

(2) 岩手県がん対策推進計画及び保健医療計画（がん医療の体制）の見直しについて

発言者	発言内容
山口特命課長	<p>それでは、資料2-1をご覧ください。</p> <p>がん対策基本法第12条第2項によりまして、都道府県のがん対策推進計画は、国のがん対策推進基本計画を基本とするとともに、保健医療計画等と調和が保たれたものでなければならないとされています。</p> <p>そこで県では、今後、国が示す予定の第3期がん対策推進基本計画及び新たな医療計画作成指針に基づき、本協議会及び医療審議会における議論を踏まえながら、平成29年度中に次期計画を策定することとしています。</p> <p>なお、がん対策基本法の一部改正でお話ししましたとおり、医療計画の計画期間が6年とされたことに伴い、がん計画についても次回から5年から6年の計画期間となります。</p> <p>それでは、今度は資料2-2「県がん対策推進計画及び医療計画等見直しスケジュール」をご覧ください。</p> <p>国の第3期がん対策推進基本計画の策定状況についてですが、当初12月に骨子(案)、3月に次期計画素案、6月には次期基本計画が閣議決定されるということで、前回7月の当協議会でご説明していましたが、大幅に基本計画の策定が遅れています。</p> <p>国では、がん対策基本法の一部改正を受けた対策等を基本計画に盛り込むべく、審議をやり直しているということで、2月10日に開催された都道府県がん対策主管課長級会議でのお話では、夏になる前には基本計画を出したいというお話でした。</p> <p>前回の県計画の策定スケジュールを見ますと、2月開催の協議会の時点で見直しスケジュールと骨子(案)、素案を資料としてお出ししまして、説明したところですが、今回はスケジュールのお話となります。</p> <p>いずれ、5月位から4～5回程度開催しまして、県のがん対策推進基本計画を形作っていくこ</p>

とになりますが、冒頭、お話ししましたとおり、県の医療審議会で並行して県の次期保健医療計画が策定されることとなることから、同保健医療計画に盛り込まれる「がんの医療体制」についても併せて審議しながら、県がん計画を策定していくこととなります。

なお、保健医療計画の見直しの基本となります「新たな医療計画作成指針」につきましてはこの3月に国から示される予定となっています。

また、健康増進法に基づく県の健康増進計画であります「健康いわて21プラン」にも「主要な生活習慣病の発生予防と重症化予防の徹底」として①がんの予防、②がんの早期発見が計画されており、こちらについても、来年度、中間見直しが行われることから、これら3つの計画について、それぞれの協議会、審議会で調和を図りながら策定していくこととなります。

では、また資料2-1にお戻りください。

ここで少し、国のがん対策推進協議会で議論されてきた内容についてお話ししたいと思います。

国の協議会では、検診、医療提供体制及び緩和ケアについては検討会が組織され、この検討会の中で議論の整理が取りまとめられ、協議会に対して報告されています。

これらの議論については2ページ目、3ページ目に国の概要資料があります。

まず、「がん検診のあり方に関する検討会における議論の整理」の概要ですが、我が国におけるがん検診の受診率が、欧米に比べて低い状況となっており、国は平成28年度までに受診率を50%とすることを目標として、がん検診無料クーポンと検診手帳の配布や、企業との連携促進、受診率向上キャンペーン等の取組を行ってきましたが、平成25年の国民生活基礎調査ではがん検診受診率は30%ないし40%となっています。

そこで、受診率向上に繋がる対策を講じ、次期計画では現在の50%よりも高い目標を掲げるべきとしています。

また、市町村がん検診の一部に、科学的根拠に基づかない検診が実施されていることから、県、市町村は、科学的根拠に基づいたがん検診の実施と、精度管理に取り組むこと、がん対策における精密検査受診率の目標値を、90%とすべきとしています。

さらに、市町村におけるがん検診の受診率及び算定方法の基準が曖昧なところがあり、同一条件で市町村間の比較ができないことから、がん検診の受診状況について、市町村間で比較可能な指標を定め、これを公表するとしています。

最後に、職域におけるがん検診の質の向上について、かなりの人がこの職域におけるがん検診を受けていますが、職域におけるがん検診には、統一的なデータフォーマットがなく、精度管理を行うのは困難であるとし、がん検診実施者が参考とすべきガイドラインを作成すること、職域を含めた国全体のがん検診データを把握するための仕組みについて検討するべきであるとしています。

次に「がん診療提供体制のあり方に関する検討会における議論の整理」の概要についてですが、昨年の5月から8月にかけて計3回開催された検討会で、これまで国の基本計画に基づき、がん医療の均てん化を目指し、がん診療連携拠点病院を中心として医療提供体制の整備に取り組んできた、この現状と課題を踏まえ、医療提供体制がどうあるべきかについて議論が行われたものです。

がん診療提供体制について、これまで拠点病院を中心として、標準的治療、がん相談支援センター、緩和ケア等の取組を推進してきたところであるが、今後の方向性として、均てん化が必要な取組に関しては引き続き体制を維持し、ゲノム医療、一部の放射線治療、希少がん、難治性がん等については一定の集約化を図るとしています。

また、がん医療に関する相談支援と情報提供については、拠点病院のがん相談支援センターの認知度が不十分であり、科学的根拠がない情報が増加しているとして、がん相談支援センター等の適切な情報を提供する場がある旨を必ず患者に伝える必要があること、相談内容に応じた専門的な機関との連携の推進、医療機関内でのがん相談支援センターの認知度を高めるための周知に向けた取組を行う必要があること、さらに、個人情報に留意した希少がん等の情報提供のあり方、

様々な情報が飛び交っている中、科学的根拠に基づく情報を提供する仕組みを検討する必要があるとしています。

それから3つ目の、がん診療連携拠点病院等における医療安全については、「がん診療連携拠点病院の整備指針」には医療安全に関する具体的な指定要件が定められておらず、特定機能病院において高度な医療安全管理体制を確保するための医療安全に関する要件の見直しを施行する必要があることから、高いレベルの医療安全を求める要件を設定すべきとしています。

4つ目のがんゲノム医療については、人材不足等の課題があり、医療現場の体制構築、人材育成、情報の取扱い等の検討が必要とされています。

3ページに移ります。

「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会における議論の整理」についてですが、これまで緩和ケアの均てん化を目指し、拠点病院を中心に基本的な緩和ケア研修の実施、専門的な緩和ケアの体制整備に取り組んできたこれまでの現状と課題を踏まえ、緩和ケアの更なる推進について5回にわたり議論を行い整理を行ったものです。

緩和ケアの提供体制については、緩和ケアの質に対する指標や基準が確立されていないといった質の問題があり、緩和ケアの質を評価するための指標や基準を確立すること、専門的な人材の適正配置及び緩和ケアチームを育成すること、緩和ケアセンターの機能を強化すること、拠点病院以外の緩和ケアの実態を把握すること、地域で関係医療機関が定期的に意見交換する機会を設けるべきであるとしています。

2つ目の緩和ケア研修会、卒前・卒後教育については、すべての医療従事者が緩和ケア研修会を受講すべきとしている中、緩和ケア研修会の受講率は、拠点病院の主治医であっても約半数に止まっている状況であり、緩和ケア研修会の受講率の把握とともに積極的な受講勧奨を行うこと、また、受講しやすくするため、研修会の講義部分にはe-learningを導入すべきである等としています。

3つ目に医療用麻薬、介護、小児等、がん以外の疾患の緩和ケアについてですが、緩和ケアが小児・AYA世代の患者に十分届いていないこと、循環器等がん以外の疾患に対する緩和ケアのニーズや臨床現場における実態がわかっていないといった問題があり、小児、AYA世代に対する緩和ケアの連携・提供体制の整備を図ること、がん以外の疾患に対する緩和ケアの実態調査を行うべきであるとしています。

以上が国のがん対策推進協議会に置かれた検診、医療提供体制、緩和ケアの3つの検討会で議論された内容となります。

それから、最期に「医療計画の見直し等に関する意見のとりまとめ」の中の「がんに関する医療提供体制」について御説明します。

医療計画では医療に関する様々な事項が盛り込まれていますが、このうち5疾病の一つに「がんに関する医療体制について」記述されています。

がんの医療体制については、繰り返しになりますが、均てん化を目指し体制整備が行われてきましたが、がん医療が高度化、複雑化してきていることを踏まえ、均てん化が必要な分野、集約化が必要な分野を検討し、今後のがん医療体制を整備するとし、また、がんの予防や社会復帰、治療と職業生活の両立に向けた支援に取り組むとしています。

均てん化の取組としては、拠点のない二次医療圏に地域がん拠点病院を整備すること、外来におけるがん診療に関し、拠点病院等を中心とした、その他医療機関との地域における連携体制を構築すること。

集約化の取組としては、ゲノム医療等、高度・希少な分野については、それぞれの拠点病院等が担う機能の分化・連携を進めること、また、それを担う人材についても集約化や育成を進め、均てん化と集約化のバランスを勘案した新たな医療提供体制を目指すとしています。

また、がん治療の合併症の予防や軽減のための、周術期の口腔管理に係る医科歯科連携等や、患者の生活の質の向上を図るための支援を推進するとしています。

	<p>国の第3期がん対策推進基本計画及び新たな医療計画の中のがんに関する医療提供体制において大きく議論されている部分の説明は以上となります。</p> <p>今後、国から示されるがん対策推進基本計画や新たな医療計画作成指針を基本として、県のがん計画や県保健医療計画を見直していきたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
小原会長	これらの計画については3月末までには作らなければならないものか。
山口特命課長	3月末までには、4月から計画がスタートとなりますのでその前までには作成する必要があります。
小原会長	協議会を結構開くということになりますか。
山口特命課長	5月以降に1回、パブコメの実施で1か月、時間がとられますので、7月以降は、ほぼ毎月開くことになります。
小原会長	メール発信とかではできませんか。
山口特命課長	はい、メールとかも使いまして、早めに情報提供するなどして、配慮していきたいと思います。また、資料についても取りまとめ次第、早めにお送りすることとします。
小原会長	<p>中央でのがん対策の議論では、検診、医療提供体制、緩和ケアといった検討会を作って協議していますが、岩手県でもこういった部会があるのですか。</p> <p>次の議題にも関わってきますが、この協議会では作らなくてもよいのか。</p>
高橋地域医療推進課長	3つの検討会で議論され整理されたものが、国のがん対策協議会に報告になっておりまして、国はこの議論を踏まえてがん対策基本計画を作成することになっており、県では国のこの計画を踏まえてがん対策基本計画を作ることになります。
小原会長	国では言いたい事を言っていて、なかなか、地方には実現しにくいものもある。
高橋地域医療推進課長	国の議論の中味を見ますと必ずしも都道府県が実施するというものだけではなく、国のレベルで実施しなければならないがんゲノム医療のようなものとかが入っているので、それらは、国が進めるもの、その他は都道府県が進めるものという整理で、必ずしもすべて都道府県が進めなければならないものというものではありません。
岩手ホスピスの会 川守田委員	<p>国では緩和ケア検討会を設置して議論している。</p> <p>他県では、協議会に緩和ケア部会を設置し緩和ケアを推進している県もある。</p> <p>ぜひ、岩手県でも協議会の下に緩和ケア部会を設置して緩和ケアを推進していただきたい。</p> <p>もう一つあるのですが、「がん等における緩和ケアの更なる推進に関する検討会における議論の整理」を事前に拝見しまして、資料の中に感じるものがありました。</p> <p>この資料に出てくるのですが、緩和ケアがまだまだ浸透していない状況がある。</p> <p>苦痛の緩和が十分に行われていないがん患者が全体の3～4割ほどいるということが資料に出てきます。</p> <p>それから、緩和ケアが国民に十分に周知されていない、患者とその家族は主治医に痛みやつらさを訴えにくいという心理状況であるといったことが資料に出て来るのですけれども、日頃、私共が感じていることがそのまま書かれていると思いました。</p> <p>また先ほど、緩和ケアの質についての指標が必ずしも確立されていないこと、それからがん診療連携拠点病院の緩和ケアセンターに必ずしも患者がアクセスできていないということも書いてありましたけれども、こちらのほうも是非、岩手県では解決していかなければならないものと感じています。</p> <p>さらに、苦痛のスクリーニングの対応が急がれる訳ですが、拠点病院を中心に始まっているのですが、これは人員不足を理由に導入が遅れているということが書かれています。</p> <p>こちらは調査したところすべてのがん診療拠点病院で行われていることを初めて知りました。</p> <p>こちらに関しては全ての患者に行われることが望まれます。</p>

	<p>スクリーニングに関してはフォローアップ体制を整えるという課題があるということで、岩手県の緩和ケアを推進していただきたいと考えています。</p> <p>それから、最後に、国ではがん対策推進協議会が、県ではがん対策推進協議会と医療審議会、それから岩手県健康いわて21プラン推進協議会、この三者で協力してがん対策推進計画を見直して形作っていくということですが、この健康いわて21プラン推進協議会の下に、ぜひ、患者・家族の会を入れてほしいと思います。</p> <p>なぜかといえば、三者で進めるということですがけれども、やはり、患者会、当事者の声もなければならぬと考えているからです。</p> <p>がん患者家族の声、本人の声を入れていただきたい。</p> <p>そしてがん対策推進協議会とやり取りして、がん計画を形作っていけばいいと思います。</p> <p>がん患者・家族会は他と比べて数が多いのですけれども患者会の種類も緩和ケア、オストミーの会、喉友会、様々あり、それぞれの理念があつてまとまらないのですけれども、それは仕方がないことだと思います。</p> <p>ぜひ、岩手県の緩和ケアに患者・家族の声を反映させるよう仕組作りの検討をお願いしたい。</p>
高橋地域医療推進課長	<p>たくさんご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>まず、最初にご意見をいただきました「緩和ケアの更なる推進に関する検討会の議論の整理」についてですが、お手元の参考資料5で報告させていただいているものです。</p> <p>この中には、緩和ケア、川守田委員からお話しがあつたとおり、様々な緩和ケア全般に関する課題が盛り込まれております。</p> <p>社会的苦痛の緩和が十分に行われていないがん患者さんが3～4割いるとか、苦痛のスクリーニングとか、色々、様々な課題が示されています。</p> <p>これらの国レベルでこういう課題があるということで、それは岩手県でも課題としてあるのではないかと考えています。</p> <p>これらを踏まえた形で、次期計画に反映させていく、議論していく必要があると考えています。</p> <p>それから、スケジュールのことです。</p> <p>今、川守田委員から、様々な患者の声を反映させてほしいということで、もちろん、そのとおりでして、我々も、特に患者会の声を反映する個別の組織を作るということは考えておりませんが、毎年がん患者・家族会学習会 情報交換会を開催しておりますし、連絡会も開催しております。</p> <p>県内のがん患者・家族会が一堂に会しまして意見交換する場もあり、そういう場を使って御意見を頂くことも可能だと考えていますし、また、昨年7月に、県内の医療者と患者会との緩和ケアに関する合同検討会議を、初めて患者会の皆様、それから医療者の皆様が一堂に会して意見交換会を開催しましたがけれども、来年度も引き続き開催することとしています。</p> <p>患者会の皆様も色々ご意見、ご要望があると思いますので、来年度の計画策定にあたっては、これらの場を活用させていただきながら、皆様のご意見を反映させていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p>
小原会長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、資料3と資料4も関連すると思しますので、一緒に説明をお願いします。</p>

(3) がん対策関係協議会等の状況について

発言者	発言内容
山口特命課長	<p>それでは、資料3をご覧ください。</p> <p>県のがん対策推進計画では、県民をはじめ、県、市町村、医療機関、大学、検診機関、関係団体、企業・事業者等による一体的な取組が必要であるとして、岩手県がん対策推進協議会や岩手県医療審議会等において審議等を行うとともに、幅広い主体の参画と協働のもと、成果や課題の検証を行いながら、より実効性の高い施策を推進することとしています。</p>

そこで、今回は、がん対策の推進に関わる協議会等の状況について御報告したいと思います。

1の協議会等の設置状況についてですが、分野別施策として掲げているがん医療、がんの予防、がんの教育、がん患者の就労の4つの分野にご覧のとおり官民合わせた協議会が設置されています。

まず、がん医療の分野には、「岩手県がん診療連携協議会」が岩手医大さんを中心として県のがん拠点病院が入って設置されており、この協議会の中に、がん登録部会、緩和ケア部会、情報提供・相談支援部会、化学療法部会が設置されています。

今年度、親会であります「がん診療連携協議会」では、全国のがん診療連携拠点病院の状況や各部会の活動報告等が行われています。

また、「がん登録部会」では、全国がん登録の推進やWGを設置しましてがん登録に係る研修の企画推進等が行われています。

2ページ目をお開きください。

「緩和ケア部会」の活動としましては、県と共催で今年度初めて、医療者と患者会による緩和ケアに関わる合同検討会議を開催しています。

この会議には、各がん拠点病院を中心とした医師や看護師、それから患者・家族会の皆様に参加し緩和ケア研修会に患者の声を取り入れるための意見交換が行われました。

前回、緩和ケア部会を設置してはどうかという御提案がありましたが、医師看護師及び様々ながん種がある中でご活動されている各患者・家族会の皆様が一堂に会するこの会議を活用して、緩和ケアを進めていくことがよいのではないかと考えています。

また、緩和ケアについては、各拠点病院等で本県ではがん診療に携わる全ての医療従事者が基本的な緩和ケアを理解し、知識と技術を習得することを目標として「緩和ケア医療従事者研修」が行われていますが、この研修を中心となって進める方々の研修として②のファシリテーター研修が行われています。

そのほか、がん患者の相談支援にあたる方々の研修や相談支援のあり方について検討している連携協議会情報提供・相談支援部会や化学療法を検討している連携協議会化学療法部会があり、本県のがん医療を推進しているところです。

また、がん対策については、先ほどがんの医療体制でお話ししましたが、がん治療の合併症の予防や軽減のための、周術期の口腔管理に係る医科歯科連携の取組が重要視されています。

3ページ目をご覧ください。

本県でも医科歯科連携の取組の推進のために、県歯科医師会を中心として「がん診療医科歯科連携協議会」が設置されておりまして、医科歯科連携の取組の報告や連携の進め方が検討されています。

また、4ページ目をご覧ください。

がん予防の分野ではもう1つ「岩手県健康いわて21プラン推進協議会」が設置されておりまして、がんのほか脳卒中、糖尿病などの主な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底等が協議されています。

次は5ページ目をご覧ください。

がんの教育については、先の7月の協議会での取組報告で御紹介しましたが、県教育委員会で「岩手県がんの教育総合支援事業協議会」を設置しておりまして、県のこれからのがん教育の在り方などを協議しております。

またがん患者の就労に関しては、同じく先の協議会で御報告しましたが、「長期療養者就職支援担当者連絡協議会」を岩手労働局が設置しておりまして、関係機関を集めて、連携による就職支援策等について協議しているところです。

そのほか、民間の活動としてはNPO法人の岩手パノラマ福祉館が「がん患者就労支援プロジェクト委員会」を作って、企業者向けの研修会の企画等を行っているところです。

このように、様々な組織団体、関係者ががん対策に取り組んでいるところです。

	<p>これからのがん対策についても、これらの組織等と連携しながら進めていきたいと考えています。</p> <p>以上です。</p>
--	--

その他

山口特命課長	<p>それでは資料4について説明します。</p> <p>今、2月県議会で来年度の予算を審議しています。</p> <p>来年度のがん対策関連事業ということで、毎回、御説明している資料で、こちらで、がん対策関連の事業のご説明をしたいと思います。</p> <p>まず、健康いわて21プラン推進事業ですが、予算額ですが、上が平成29年度当初予算、下が平成28年度の当初予算額となります。</p> <p>見ていただければと思います。</p> <p>これらがん対策関連事業で新しく出てきたものは、2ページ目の中ほどにあります、「がん診療施設ネットワーク事業」があります。</p> <p>これは、国立がん研究センターと地方中核がん診療施設であります県立中央病院に設置されています「がん診療情報ネットワークシステム」、テレビ会議等を行っているシステムになりますが、この機器が更新となるということで1,200万円ほどになりますが、これが増えています。</p> <p>また、3ページのがん対策推進調整費になりますが、今年度、がん計画を見直すということで、当協議会の開催回数が増え、予算額が増となっています。</p> <p>各事業の増減はありますが、この2つにより、がん対策関連事業費が平成29年度は増えているということになります。</p> <p>来年度もこれらの事業によりがん対策を進めていきますのでよろしくをお願いします。</p>
小原会長	<p>資料の3、4、それから2も含めて、委員の皆様から御意見ををお願いします。</p>
全国健康保険協会 浅沼代理	<p>検診はどこが主体なのか分からない。</p> <p>今回、国のがんの協議会の検討会で議論の整理がなされていて、がん検診のあり方ということで提言されており、地域・職域の課題は参考資料3の8ページにある通りです。</p> <p>被扶養者についてはパートの方などもあり、どのような検診を受けているのか把握できない状況です。</p> <p>どこで何を受ければよいのか分からないとの問い合わせをいただきます。</p> <p>協会けんぽでは被扶養者の健診案内に全市町村のがん検診、特定健診の日程等の一覧表を入れているが、住民に一番近い市町村広報でも、健康保険の種別に関係なく、誰がどこで何の健診を受けられるのか周知していただくよう、県からも働きかけていただきたい。</p>
菊池健康予防担当課長	<p>資料3の3ページになりますが、県では岩手県生活習慣病検診等管理指導協議会の中に、各がん、具体的には、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がんの部会を設けていて、この中で、市町村が実施するがん検診の実施状況等について医師会を含めた県予防医学協会等の医師や狩野先生にも入っていただいて、検討、審議されていて、その状況を踏まえて市町村にも、部会で検討した中味を指導、フィードバックや情報提供しながらやっていこうと思っています。</p> <p>今いただいた意見を踏まえて、また、国でもがん検診のあり方の検討の中で受診対象者の設定の仕方とか、精度管理のチェックについても検討しているところですので、そういった情報を押さえて、市町村等に周知、指導を進めていきたいと考えています。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
小原会長	<p>いわて健康管理センターでも電話をすれば相談に乗ってくれる体制にあると思います。</p> <p>狩野委員、検診について御意見ををお願いします。</p>
対がん協会 狩野委員	<p>検診のあり方についてですけども、なかなか受診率が、先ほどもお話がありましたとおり、外国と比較すると、日本の受診率はほとんど横ばいで、原因が何であるかということがはっきりし</p>

	<p>ないということ、あるいは啓発をどうすればいいのかということが、いまいち、はっきりしないという感じで必要性は分かるのですけれども、なかなか改善しない。</p> <p>そのような大きな問題があります。</p>
小原会長	<p>ご出席の各委員の方々、各協議会等で色々ご発言の機会があると思いますけれども、検診の重要性はあると思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p> <p>木村委員どうぞ。</p>
岩手医大 木村委員	<p>平成 29 年度のがん対策関連事業一覧の予算のことですが、緩和ケア等啓発推進事業について質問させていただきたいと思います。</p> <p>③のところですが、緩和ケアについては平成 16 年、19 年度頃からのことですので、がんの治療や患者さんの支援事業はわかりますが、しかしここを見てもみますと、例えば企業労務担当者セミナーの開催はがん就労支援のことでしょうし、がん出前講座の実施支援は、今後はがん教育の分野として別な視点で捉えられています。</p> <p>あるいは、小学生、親世代に向けた啓発を含めまして、緩和ケアとして予算措置をしてこれらが入ってくることに違和感を覚えます。</p> <p>むしろ、がん教育の推進あるいは就労支援は別枠として公費が計上されるべきと考えられますので、ここはむしろ独立した形のほうが私からは理解しやすいと思ったのですがいかがでしょうか。</p>
高橋地域医療推進課長	<p>がん教育等の推進については、緩和ケアも含めて県の予算上、このような形をとらせていただいているのですが、委員の意見を踏まえて検討させていただきたいと思います。</p>
木村委員	<p>1 月には県との共催でファシリテーター研修を行い、もちろんファシリテーター研修は当方の重要な項目です。そういった事業に別な視点のものが入ることは、かなり大きな問題があると思ひまして、おそらくそういった視点が 3 番目にあつたということだと思ひますが、おそらく、それでも緩和ケア事業費は緩和ケアで使うべきと考えますので、よろしくご検討をお願いします。</p>
小原会長	<p>予算要求の仕組はよくわかりませんが、予算を作るときに組替とかそういうことがあつた結果ということですか。</p>
高橋地域医療推進課長	<p>見せ方の問題もあると思いますので、分かりやすいように、工夫をさせていただきたいと思ひます。</p>
県立中央病院宮田代理	<p>がん対策に様々な施策がありますが、がん患者の就労を含めた社会的な問題に対する対策の結果がどうなっているのか、対策の方向性として問題となると思ひますが、後ろの方に指標があります。</p> <p>例えばがん患者への説明会、医師数を増やしたというふうな指標がありますが、特にがん患者の就労支援に関しては、何か押さえているという数値というか、押さえていく、何か指標ごとのチェックとかそういったものがあるのでしょうか。</p>
高橋地域医療推進課長	<p>お手元に配布しています参考資料 2 の第 2 次岩手県がん対策推進計画の 58 ページになります。</p> <p>58 ページの(8)にがん患者の就労を含めた社会的な問題についてという表の中で、がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題の取りまとめ、それからがん診療連携拠点病院、相談支援センター等と労働部門との連携による、がん患者の就労支援に向けた試行的取組の実施とありますが、労働問題についてはハローワーク盛岡には就労支援相談員が配置されていまして、岩手医大と一緒に就労支援を進める取組が平成 28 年度から始まっております。</p> <p>それから、今回、お示しできませんでしたが、毎年度、前年度のがん対策の取組について協議会の場で報告させていただいていまして、それにつきましては、次回の協議会の場でこういった趣旨の取組の報告、それから医療計画の取組の報告をさせていただく予定にしています。</p>

県立中央病院宮田代理	<p>がん患者の就労を含めた問題に関する取組は報告されるが、がん患者の就労に関する指標、これについては、まだ定められていないということですか。</p> <p>ぜひ、検討していただきたい。</p>
高橋地域医療推進課長	<p>今日、ハローワーク盛岡の担当の方にいらしていただいていますので、少し、報告させていただきたいと思います。</p>
小原会長	<p>がん就労の取組が入ってきたのは、去年からで、最近のことなのです。</p> <p>ですから、まだ、データがとれていないのではないのでしょうか。</p>
県立中央病院宮田代理	<p>まだ、データがないにせよ、今後、どの数値を目標に努力していくかということが一番の核心だと思います。</p>
盛岡公共職業安定所佐藤氏	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>オブザーバーとして参加させていただいています。</p> <p>長期療養者の就職支援の事業ということで、平成 28 年度は、全国 47 都道府県、全ての労働局に専門の相談員、就職支援ナビゲーターというものが配置されて、ただ、どうしても人数的に各病院に 1 人のという訳にはいかず、やはり県庁所在地の病院に 1 人常駐しているというところで進めています。</p> <p>平成 28 年度の数字的なものと、四半期ごとに就職支援の状況をまとめていまして、第 3 四半期まで 4 月から 12 月までの数字ですと、岩手労働局盛岡所の数値としては、地域の支援対象者・求職者のがん患者の方としては 20 名を支援しまして、がんの就職に結びついている件数としては 4 件ということで、就職率で見ると、なかなかまだ低調であり、これは岩手県だけということではなく、全国的な傾向もそうです。</p> <p>全国平均の就職率としては 48% という実績があるが、平成 28 年度の 4 月末までの実績ということで、まだまだ支援対象者の取り込みは低調という状況です。</p> <p>岩手医科大学附属病院と協定を結びまして、拠点病院として定期的な出張相談の中でがん患者等の取込みを進めてはいるが、繰り返しになりますが、現状としてはまだまだ低調という現状にはあります。</p> <p>今、国の施策として働き方改革という中で、仕事と治療の両立ということが大きな柱の 1 つということをお聞きしておりまして、平成 29 年度も更なる拡充をして、就職支援を進めていくことになると思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
高橋地域医療推進課長	<p>本県でも、今、ハローワーク盛岡と連携を進めておりまして、今年度、がんの就労支援の相談員を配置していただいて、配置だけが目標ではないので、次期計画においては数値目標について相談させていただきながら進めていきたいと思っています。</p>
小原会長	<p>数値目標、作れるのでしょうか。</p>
高橋地域医療推進課長	<p>その辺もまだ件数として出てくるかということもあります。</p>
小原会長	<p>結果として相談件数がいくらあるとか、どのくらい就職させましたということがあがるが、数値としてはどうなのか。</p>
高橋地域医療推進課長	<p>協議会で議論の上、検討させていただきますが、やはりまだまだこういう相談員が配置されたということを認識されていないという方々もいるので、PR をしながらということになります。</p>
小原会長	<p>逆に、中小企業の社長の相談件数というか、中小企業の方の相談というのか、中小企業としては引き続き仕事を続けていいのかという相談をしてもいいものかどうか。</p> <p>それは主治医に言って聞けばよい話かもしれないが。</p>
盛岡公共職業安定所佐藤氏	<p>中小企業の相談の施策の 1 つとしては、昨年ガイドラインが作成されて、労働局の方針としては離職をされての再就職支援もあるが、離職をしないで、継続雇用をしていただく方策としてガイドラインを大いに活用していただきたい。</p>

	<p>例えば、各事業者向けにセミナーを開催しまして、ガイドラインの周知、活用をしている状況で、まだまだ、これもこれから更に進めていくことにはなるのですが、事業主の御理解ということが一番ということで今進めているところです。</p>
アイリスの会 鈴木委員	<p>1月31日にがんと仕事の両立支援セミナーに行って聞いてきたのですが、岩手県、盛岡でもがん患者さんを雇用している企業があると初めて聞いた。</p> <p>それは大企業ではないが、90人くらいの従業員の中に、4～5人の患者さんを雇用しているというお話を聞いた。</p> <p>そのセミナーの中で、桜井なおみさんの講演を聞いて、すごく感動したのは、事業者は事業者なりにマスコミを利用して、岩手県にこれだけいい企業がある、患者さんを雇用していますよと何らかの形でお知らせすることによって、うちの企業もやってみようとか、会社でやってみようとか、マスコミが一言、声を上げたことによって、それが盛り上がって、患者もそういう企業があるのだと、こっちに行ってみようとか、ハローワークにそういうのを主導してやっていたらと、また患者なり、市民なり県民に知ってもらえると、がんを隠すことなく堂々と働ける世の中になるのではないかと。</p> <p>桜井さんのお話を聞いて、岩手県でも、個人の企業の名前をあげるの難しいかもしれないが、ある企業で患者さんを雇って、企業でもこれだけ苦労してやっていると、何らかの形で公表することはよいのではないかと考えている。</p>
高橋地域医療推進課長	<p>1月31日に医療政策室で「がんと仕事の両立支援セミナー」を開催しまして、国のがん対策推進協議会の委員をされている桜井なおみさんをお呼びしまして開催したところです。</p> <p>60名くらいの企業等の方々、その他にも一般の県民の方々にもご参加いただきました。</p> <p>これからも、こうしたセミナーを開催し、広く一般の県民の方々にも周知をしていきたい。</p>
小原会長	<p>そのほか、御意見等ございませんか。</p>
岩手日報社 野口委員	<p>そうした声が寄せられたら、できるだけ紙面を通して紹介して行こうと思います。</p> <p>また、がんフォーラムを開催しております、今年は9月に積極的に展開していくようにしたいと考えています。</p> <p>弊社の場合ですと、療養している社員が2人いるが、頑張らせることがなかなか難しいということではあると思っています。</p> <p>辞めようかということを書いてきたりしますが、元気だから頑張ると元気づけています。</p>
盛岡かたくりの会 佐藤委員	<p>私から前回、去年の夏に開催された当協議会で、リンパ浮腫の関係で色々説明させていただいたが、その結果、8月上旬に岩手日報の社会面に大きく取り上げていただきました。</p> <p>去年の6月ごろ調べたものですから、現在どうなっているかということで、医療機関名簿を改めて作成したところですが、残念ながら、リンパ浮腫外来、いわゆるリンパ浮腫を治療している医療機関は増えていませんでした。</p> <p>まったく、去年の調査時点と同じで7つでした。載せていないところを入れると8カ所です。</p> <p>多分その他にいわゆる施術という治療が3箇所。いずれそのような状況で、現状では沿岸は宮古病院の1カ所しかない。県北の方々も残念ながら、悶々としながら日常を送っている現状です。</p> <p>ただその中で胆沢病院が去年の10月から保険診療を始めた。</p> <p>また、岩手医大では準備が整い次第、保険診療を行うという報告をいただいているので、この2箇所は、医大を含めて来年度中には保険診療を行っていただけるのではないかと期待しつつ見ているところです。</p> <p>ただし、先ほどお話したとおり医療機関が全然増えていないということが、私どもががん患者会にとっては、なんとかして、1カ所でもいいから苦しんでいる方を救っていただきたいというのが、切なる願いです。よろしく御検討をお願いします。</p>
小原会長	<p>佐藤委員から切なる患者さんの声について説明がありました。</p> <p>委員の皆様におかれましては、前向きに御検討願います。</p>

	<p>診療報酬は国が決めることですので、診療報酬に掲載するかどうかはこちらでは決められないことです。</p> <p>患者さん側から強い要望を出していただければ、それはそれで中央に届くのかもかもしれません。もう一つ資料がありますね。</p>
高橋地域医療推進課長	<p>特に説明はいらぬということ、資料提供ということでもよろしいでしょうか。</p> <p>ホスピスの会さん。</p>
岩手ホスピスの会 川守田委員	<p>はい、わかりました。</p>
小原会長	<p>その他ご意見ありませんか。</p> <p>特にありませんか。</p> <p>それでは事務局からお願いします。</p>
高橋地域医療推進課長	<p>大変、ありがとうございました。</p> <p>皆様、長時間にわたりご議論いただきありがとうございます。</p> <p>本日御紹介しましたとおり、来年度、がん対策の県の推進計画、それから医療計画の2本、計画を策定する年になっています。</p> <p>皆様にご議論いただきながら策定を進めたいと思っていますのでどうぞよろしくお願ひします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>